平成 29 年度版

# 官公需適格組合とは

## ～地域経済の活性化のために～

兵庫県中小企業団体中央会

# 兵庫県中小企業団体中央会とは

本会は、「中小企業団体の組織に関する法律」により、中小企業の組合等を会員として設立された団体で公益性の高い特別法人です。

本会では、中小企業組合等の設立や運営支援、任意グループなどの連携組織の形成、企業の振興・発展を図るため、その組織を通じて中小企業の設備の近代化、技術の向上、新製品・新技術の開発、情報化の推進などの支援を行っており、各種中小企業関係組合としての機能発揮を使命としています。

◆設立年月日　昭和３１年１月２５日

◆会長　　中　村　　孝

副会長　　大　辻　利　弘

野　﨑　　弘

福　原　幸　蔵

四ツ井　泰　彦

北　野　　穣

◆会員数　　６５５組合等（平成２９年３月末現在）

◆会員資格　県内に事業所を有する組合・共同出資会社及び任意グループ、商工業者の団体、金融機関その他の者であって、本会の趣旨に賛同する者

◆所在地　　〒６５０－００１１

神戸市中央区下山手通４丁目１６番３号（兵庫県民会館内）

ＴＥＬ　　０７８－３３１－２０４５

ＦＡＸ　　０７８－３３１－２０９５

ＨＰ　　http://www.chuokai.com

# 官公需適格組合制度とは

官公需適格組合とは、昭和４２年に「中小企業に関する国等の契約方針」に基づき、事業協同組合等の活用を積極的に行うにあたって国等の発注機関の便宜に供するため制度化されたもので、事業協同組合等が官公需を共同受注し、充分に責任を持って実施できる十分な体制が設備されている組合であるということを中小企業庁（近畿経済産業局）が証明した組合です。兵庫県中小企業団体中央会では、ホームページで県下の発注機関の官公需にかかる入札・落札情報等を一堂に掲載するなど、県下中小企業に官公需情報を提供している支援機関です。また、中小企業庁（近畿経済産業局）から官公需適格組合の証明を受けるために、組合運営が証明基準に合致しているかどうかの事実確認を本会が行うなど、官公需適格組合の指導も行っています。

# 官公需適格組合の証明の流れについて

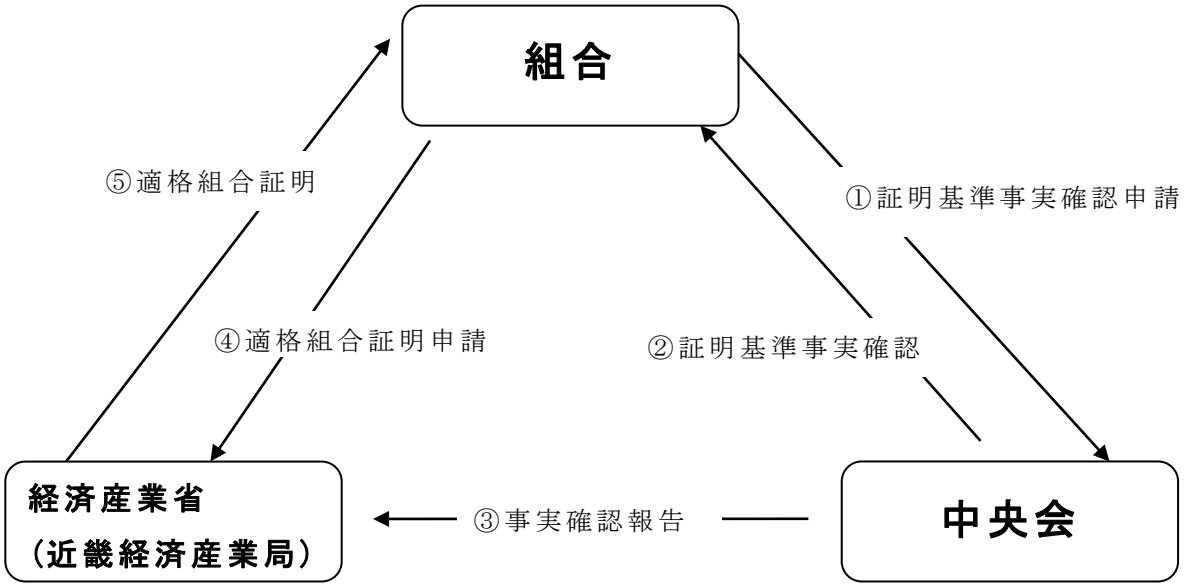


## 地域経済の活性化のために

**中小企業者へ官公需の発注を**

中小企業者に対する官公需施策を推進することを目的に「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（官公需法）が制定されています。国は官公需法と「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づいて、中小企業者に対して中小企業官公需特定品目等の発注情報等の提供、官公需適格組合等の活用、銘柄指定の廃止、分離・分割発注の推進など各種の措置を講じて受注機会の増大を図ることを要請しています。また官公需法第８条では、地方公共団体は国の施策に準じて必要な施策を講ずるように努めなければならないと規定されています。

**官公需施策と中小企業組合の活用**

毎年閣議で決定される「中小企業者に関する国等の契約の方針」においては、国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。また、官公需適格組合制度については、各省各庁等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、その一層の周知徹底に努めるものとし、国は、地方公共団体に対するその制度の一層の周知に努めるものとされています。

組合の共同受注事業は一件の受注に対して中小企業者である複数の組合員が共同してその案件を履行していることから、分離・分割発注と同じ効果をもたらすことになり、結果として多くの中小業者の受注機会の増大に役立ちます。

**官公需適格組合へ発注を**

官公需適格組合は、組合員である中小企業者が一体となって、受注契約を確実に履行するための技術力や施工・生産・役務提供能力の向上と発注機関の信頼に十分応えることのできる責任体制を備えています。

**地域経済の活性化 - 地元中小企業者の育成を -**

最近では官公需を県外や市外の業者が採算を度外視して落札するケースが目立っています。そのようなことで責任ある仕事ができるでしょうか。官公需適格組合は、地元に本店を有していることから、受注した案件について万全のアフターケア体制を整備しています。また、中小企業は多くの地元の従業員を雇用しています。官公需を地元中小企業に発注することは、地域経済の活性化に役立ちます。

## 官 公 需 適 格 組 合 へ 発 注 を

官公需適格組合制度は、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備されている組合であることを中小企業庁（経済産業局）が証明する制度です。この証明を受けるには、次ページ以降の官公需適格組合の証明基準を満たす事業協同組合、企業組合、協業組合等である必要があります。皆様方が発注される物品・役務や工事についてはどうか地元の官公需適格組合をご指名ください。

## 官公需適格組合数について

官公需適格組合は全国で８４４組合（平成２９年３月３１日現在）あります。

（内訳）

| | | |
|---|---|---|
| 「物品関係」 | 繊維　家具　印刷　石油　事務用品　生コン　他 | １８６組合 |
| 「役務関係」 | 設計　測量　自動車整備　運輸　建物サービス　他 | ４５６組合 |
| 「工事関係」 | 土木　建築　電気　管　造園　畳　他 | ２０２組合 |
| | | ８４４組合 |

参考：平成２８年３月３１日現在　　８２２組合

「物品関係」１８１組合　「役務関係」４３６組合　「工事関係」２０５組合

# （参考）官公需適格組合の証明基準について

◎物品・役務関係の証明基準

① 組合の共同事業が組合員の協調裡に円滑に行われていること

② 官公需の受注について熱心な指導者がいること

③ 事務局常勤役職員が１名以上いること。

④ 共同受注担当役員が定められていること。

⑤ 共同受注担当役員を含めた若干名をもって構成する共同受注委員会が設置されていること。

⑥ 次の内容を有する官公需共同受注規約が定められていること。

イ．組合が受注しようとする物品等の種類及び規模

ロ．共同受注に係る物品等についての具体的かつ公正な配分基準

ハ．組合の役員及び共同受注に係る案件を実施した組合員が当該案件に関し連帯して責任を負う旨。

⑦ ⑤の共同受注委員会が適正に運営が行われ、⑥の共同受注規約に従って組合運営が行われていること。(2回目以降の申請（更新の申請を含む。)の場合。)

⑧ 共同受注した案件に関する検査体制が確立されていること。

⑨ その他共同受注体制に関し､問題があると認められるものでないこと。

⑩ 組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること。

⑪ その他経理的基礎又は金銭的信用の面で問題があると認められるものでないこと。

⑫ 組合又は組合員に予算決算及び会計令第７１条第１項各号に該当する事実がないこと。

⑬ 以下に該当する事実がないこと。

組合若しくは組合員が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７条）第２条第２項に規定する暴力団をいう。）であること若しくは組合の役員等（代表者、理事等経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（同法第２条第６号）であること又は組合の役員等が暴力団の維持、運営に協力・関与しているなど社会的に非難されるべき関係を有していること。

⑭ その他組合の共同事業の遂行、組合及び組合員の労働福祉の状況、社会的信用その他の面で著しい問題があると認められるものでないこと。

◎工事関係の証明基準

① 共同受注事業を１年以上行っており、証明申請日の前１年間において、相当程度の共同受注の実績があること。

② 組合の定款において、組合員が自由脱退する場合の予告期間を１年としていること。

③ 証明申請日の前１年間（２回目以降の申請（更新の申請を含む。以下同じ。）の場合にあっては２年間）において、組合と組合員とが同一の官公需の競争入札に応札したことがないこと。

④ その他組合の共同事業に関し、組合員の協調裡に円滑に行われていること。

⑤ 官公需の受注に関し、熱心な指導者がいること。

⑥ 事務局役職員が次のようであること。

イ．公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、工事１件の請負代金の額が３，５００万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、７，０００万円）以上のものを請け負おうとする組合にあっては、常勤役職員が２名以上おり、当該役職員のうち１名以上が技術職員であること。

ロ．上記以外の工事を請け負おうとする組合にあっては、事務局常勤役職員が１名以上いること。

⑦ 組合独自の事務所を有していること。

⑧ 共同受注担当役員が定められていること。

⑨ 共同受注担当役員を含めた若干名をもって構成する共同受注委員会が設置されていること。

⑩ ⑥のイに掲げる組合にあっては、組合の役員及び技術者が中心となり、共同受注に係る工事の施工の基本方針等についての総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が設置されていること。

⑪ 次の内容を有する官公需共同受注規約が定められていること。

イ．組合が受注しようとする工事の種類及び規模

ロ．共同受注に係る工事についての具体的かつ公正な配分基準

ハ．組合技術職員が共同受注に係る工事の現場において、施工組合員の技術職員との密接な連絡の下に技術上の総合的な監督指導に当たる旨。

ニ．組合の役員及び共同受注に係る工事を施工した組合員が当該工事に関し連帯して責任を負う旨。

ホ．共同受注に係る工事を施工した組合員が脱退する場合には、当該案件に関し脱退後においても連帯して責任を負う旨の取決めを組合との間で交わす旨。

⑫ ⑨の共同受注委員会及び⑩の企画･調整委員会が適正に運営が行われ⑪の共同受注規約に従って組合運営が行われていること（２回目以降の申請の場合。）。

⑬ 共同受注に係る工事に関する検査体制が確立されていること。

⑭ その他共同受注体制に関し､問題があると認められるものでないこと。

⑮ 組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること。

⑯ 自己資本、資金調達力、欠損状況その他の観点からみて工事を履行するに足りる経理的基礎を有すると認められること。

⑰ その他経理的基礎又は金銭的信用の面で問題があると認められるものでないこと。

⑱ 組合又は組合員に予算決算及び会計令第７１条第１項各号に該当する事実がないこと。

⑲ 以下に該当する事実がないこと。

組合若しくは組合員が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７条）第２条第２項に規定する暴力団をいう。）であること若しくは組合の役員等（代表者、理事等経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（同法第２条第６号）であること又は組合の役員等が暴力団の維持、運営に協力・関与しているなど社会的に非難されるべき関係を有していること。

⑳ その他組合の共同事業の遂行、組合及び組合員の労働福祉の状況、社会的信用その他の面で著しい問題があると認められるものでないこと。

㉑ 官公需の受注に関し中小企業団体中央会の指導を受けていること。

# 官公需適格組合一覧

# （平成 29 年 8 月 1 日現在）

工事

## 明石市管工事業協同組合

所在地　〒673-0029　明石市大道町２丁目10番７号
電　話　078(927)2199　　FAX　078(927)3104
E-mail　info@meikankyo.com
HPｱﾄﾞﾚｽ　http://meikankyo.com/

第１回官公需適格組合証明取得　平成１４年１月
（１）代　表　者　　代表理事　冨士原正和
（２）設立年月日　　昭和４２年３月３１日
（３）出　資　金　　２，６００万円
（４）組合の地区　　兵庫県明石市
（５）組合員数　　２６名
（６）組合員資格　　明石市が指定した指定給水装置工事事業者並びに下水道排水設備指定工事事業者又は前記事業者で土木工事業又は舗装工事業の資格を有する事業者
（７）事務局責任者役職・氏名 専務理事 荒木則和
常勤職員数７名（うち技術者数４名）
（８）主な物的施設　　事務所（所有）879.84㎡
土　地（所有）550.34㎡
（９）主な受注品目　　管工事
（10）組合が受けている資格・許認可
一般建設業（土・と・管・舗・水）
（平成28年12月10日兵庫県知事許可
（般-28）第404464号）
（11）現在の証明有効期日 平成３１年１２月３１日

《ＰＲコーナー》

当組合は、長年にわたり上水道施設・給排水設備の修繕業務を中心に事業展開しており、組合会館では阪神大震災当時の教訓を活かし、緊急時対応の拠点となるため仮眠室や浴室等を設置し、給水装置資材を備蓄するなど緊急時対応に備え、３６５日２４時間体制で明石市のライフライン保守に努力しています。
また、当組合員は、上下水道本管工事・建築設備工事・リフォーム・舗装・土木工事など各社それぞれの得意分野を有しており、それらの集結により新たな事業が展開できるものと考えています。今後とも当組合の益々のお引き立てをお願い申し上げます。

工事

## 神戸市管工事業協同組合

所在地　〒652-0047　神戸市兵庫区下沢通３丁目４番２５号
電　話　078(575)0961　　FAX　078(575)0338
E-mail　kumiai@mizu.or.jp
HPｱﾄﾞﾚｽ　http://www.mizu.or.jp/

第１回官公需適格組合証明取得　平成２１年９月
（１）代　表　者　　代表理事　森岡　義雄
（２）設立年月日　　昭和２９年７月１２日
（３）出　資　金　　１６，７８６万円
（４）組合の地区　　神戸市
（５）組合員数　　１０９名
（６）組合員資格　　神戸市内に於いて管工事業を主体として行う神戸市指定給水装置工事事業者
（７）事務局責任者役職・氏名 常任理事 前田博年
常勤職員数１５名（うち技術者数５名）
（８）主な物的施設　　事務所（所有）1583.09㎡
土　地（所有）　980.13㎡
（９）主な受注品目　　管工事
（10）組合が受けている資格・許認可
一般建設業
（平成29年2月10日兵庫県知事許可
（般-28）第112451号）
（11）現在の証明有効期日 平成３１年９月３０日

《ＰＲコーナー》

当組合は、創立から97年が経過した歴史と伝統ある組合です。その間、阪神大水害、阪神淡路大震災時には行政と連携し、神戸市の上下水道の復旧作業にあたりました。
現在は、管工事の専門業者が109社加入しており、上下水道工事はもちろんのこと、２４時間体制による上下水道修繕業務、満了メーター取替業務、メーター検針業務など、市民生活に直結する業務を積極的に行っています。
今後も官公需適格組合として組織の強化を図って参りますので、管工事・修繕等水回りのことは当組合にご用命下さい。

## 役務

# 神戸市生活環境事業協同組合

所在地　〒652-0866　神戸市兵庫区遠矢浜町５番８号
電　話　078(685)6066　　FAX　078(685)6067

第１回官公需適格組合証明取得　平成１７年１月
（１）代　表　者　　代表理事　藤定孝光
（２）設立年月日　　平成１４年１０月３０日
（３）出　資　金　　７００万円
（４）組合の地区　　神戸市
（５）組合員数　　７名
（６）組合員資格　　①一般貨物自動車運送事業者
②貨物利用運送事業者
③神戸市が発注するパッカー車借上げ業務の仕様を満たす事業者
（７）事務局責任者役職・氏名 代表理事　藤定孝光
常勤職員数２名（うち技術者数１名）
（８）主な物的施設　　事務所（借用）30 ㎡
（９）主な受注品目　　パッカー車借上げ業務、一般貨物自動車運送事業
（10）組合が受けている資格・許認可
第一種利用運送事業（近運自貨第 486 号）
（11）現在の証明有効期日　　平成３２年１月８日

《ＰＲコーナー》

平成１４年神戸市内において一般貨物自動車運送事業に携わる会社により、運送事業の共同受注、共同配車、共同購入を主な事業として共同化を図るべく結成しました。
特に、環境事業に豊富な経験を持つ各社が集まっており、今後官公需の受注に力をいれていきたいと考えています。

## 工事

# 宝塚水道工事業協同組合

所在地　〒665-0827　宝塚市小浜３丁目２－１９
電　話　0797(87)1061　　FAX 0797(87)1063
E-mail　takarazukasuikyo@ever.ocn.ne.jp

第１回官公需適格組合証明取得　平成１４年１月
（１）代　表　者　　代表理事　鈴木　秀樹
（２）設立年月日　　昭和２９年１２月１４日
（３）出　資　金　　１，６９５万円
（４）組合の地区　　兵庫県宝塚市
（５）組合員数　　１５名
（６）組合員資格　　宝塚市が指定した水道工事事業者
（７）事務局責任者役職・氏名 事務長　坪井　健
常勤職員数２名（うち技術者数２名）
（８）主な物的施設　　事務所（所有）　88 ㎡
土　地（所有）　221 ㎡
その他の施設等　倉庫（所有）　84 ㎡
土地（所有）186 ㎡
（９）主な受注品目　　管工事、水道施設工事
水道管修繕
（10）組合が受けている資格・許認可
一般建設業（管工事、水道施設工事）
平成 28 年 3 月 5 日（般－27）第 216428 号
（11）現在の証明有効期日 平成３１年１２月３１日

《ＰＲコーナー》

本組合は、昭和 29 年に発足し市民への貢献を基本の一つに据え、特に組合員への技術資格の取得を推進し、技術のレベルアップに努め、また委託事業、水洗化の普及・促進、水道管 24 時間待機修繕等様々な事業活動を展開しております。現在組合として管工事業と水道施設工事業の建設業許可を取得し、特に水道工事に関わる技術は長い歴史における実績の裏付けがあり、広範囲の工事に対応できるものと自負しております。
今後も組合員が一体となり、これまでの技術や経験を生かし発注機関の信頼に応えることが出来る体制を整えていますので、当組合の活用をお願いします。

## 物品

## 東播生コンクリート協同組合

所在地　〒676-0072　高砂市伊保港町２丁目８番２３号
電　話　079 (448)5288　　FAX　079 (447)1803

第１回官公需適格組合証明取得　平成６年９月
（１）代　表　者　　代表理事　吾孫子　達夫
（２）設立年月日　　昭和４７年３月２８日
（３）出　資　金　　１００万円
（４）組合の地区　　高砂市
（５）組合員数　　２名
（６）組合員資格　　生コンクリートの製造販売事業者
（７）事務局責任者役職・氏名　事務局長 塩田 友國
　　常勤職員数１名
（８）主な物的施設　　事務所（借用）40㎡
（９）主な受注品目　　生コンクリート
（10）組合が受けている資格・許認可
　　高砂市物品等入札参加資格
（11）現在の証明有効期日　平成２９年９月２１日
　　（継続申請中）

《ＰＲコーナー》

幣組合員は、全国生コンクリート工業組合連合会に加盟しており、同連合会が毎年実施している全国統一品質管理監査制度による立入監査を受け入れています。
この趣旨は、品質管理の透明性と公平性を確保するため、産官学体制により平成９年に発足したものです。
これまで、当組合員全工場が合格工場と選定されていますので、官公需のご発注に当っては、是非、監査合格工場の製品を使用していただくようお願い申し上げます。

## 工事

## 西宮管工事業協同組合

所在地　〒662-0917　西宮市与古道町１番１０号
電　話　0798(35)2552　　FAX　0798(26)7865
E-mail　nishinomiya@suidou.or.jp
HP ｱﾄﾞﾚｽ　http://www.suidou.or.jp/

第１回官公需適格組合証明取得　平成１３年１０月
（１）代　表　者　　代表理事　馬場 俊一
（２）設立年月日　　昭和２９年４月７日
（３）出　資　金　　４，３５０万円
（４）組合の地区　　西宮市
（５）組合員数　　１５名
（６）組合員資格　　西宮市内において、管工事を主体として行う西宮市の上・下水道設備事業者
（７）事務局責任者役職・氏名　専務理事 藤田義昭
　　常勤職員数９名（うち技術者数６名）
（８）主な物的施設　　事務所（所有）　941.4㎡
　　土　地（所有）　275.0㎡
　　その他の設備等　内　338㎡（駐車場他）
（９）主な受注品目　　管工事、資材販売、水道施設管理、受水槽の清掃業務
　　簡易専用水道の管理の検査業務
（10）組合が受けている資格・許認可
　　特定建設業（管工事）兵庫県知事、許可、特 - 26 第 202444 号
　　建築物飲料貯水槽清掃業　兵庫県１４貯第１４Ｎ号の１
　　簡易専用水道の管理の検査機関　厚生労働大臣登録第１１８号
（11）現在の証明有効期日　平成３１年９月３０日

《ＰＲコーナー》

当組合は、西宮市上下水道局の給・配水管工事、民間の給水管・排水管工事並びにこれらの工事に必要な器材等の販売を主な事業としています。
さらに、集合住宅等の受水槽の清掃業務並びに受水槽等の管理の検査業務も併せて行っています。
今後とも、永年培った技術・経験を活かし、お客様に満足して頂けるような業務の展開と、積極的に官公需の共同受注を図ることにより、経営基盤の安定化と事業の拡大を目指していきます。

## 役務

## はりまメンテナンス事業協同組合

所在地　〒679-5165　たつの市新宮町光都一丁目１９番４号 光都石興ビル２階
電　話　 0791(58)0339　　FAX　0791(58)1300
E-mail　 tekuno-harima@gol.com

第１回官公需適格組合証明取得　平成１０年４月
（１）代　表　者　　代表理事　木谷　良恵
（２）設立年月日　　平成７年１月１１日
（３）出　資　金　　２２５万円
（４）組合の地区　　兵庫県姫路市、赤穂市
（５）組合員数　　７名
（６）組合員資格　　建物サービス業、各種施設・設備機器の点検・保守管理業又はこれらに関連する事業を行う事業者
（７）事務局責任者役職・氏名 副理事長 山田　進
常勤職員数３名
（８）主な物的施設　　事務所（借用）　35 ㎡
（９）主な受注品目　　ビル総合管理業務
（10）組合が受けている資格・許認可
全省庁統一資格、兵庫県、姫路市、赤穂市
福崎市の物品・役務入札参加資格
（11）現在の証明有効期日　平成３２年５月９日

《ＰＲコーナー》

建物及び各種付帯設備の総合管理。建物の保全を主とした総合管理を豊富な経験と専門技術で効率的に受託し業務を実施致します。

主要業務
(1)清掃管理（常駐清掃、定期清掃、特別清掃）
(2)設備管理（電気、空調、給排水等の設備管理）
(3)保守整備（ビルの安全保守業務）
(4)衛生害虫駆除(衛生害虫及びそ族の駆除)
(5)一般廃棄物収集運搬業務

## 物品

## 播州ガス協業組合

所在地　〒676-0827　高砂市阿弥陀町阿弥陀２９番地の２
電　話　 079(447)3637　　FAX　079(447)2230
E-mail　 bansyugaskyo@v-gas.or.jp

第１回官公需適格組合証明取得　昭和５１年１２月
（１）代　表　者　　代表理事　青木　一子
（２）設立年月日　　昭和４４年３月１１日
（３）出　資　金　　４，９００万円
（４）組合の地区　　兵庫県高砂市
（５）組合員数　　２２名
（６）組合員資格　　液化石油ガスの販売事業の全部又は一部の事業を営む者
（７）事務局責任者役職・氏名 代表理事　青木一子
常勤職員数３２名（うち技術者数７名）
（８）主な物的施設　　事務所（所有）　300 ㎡
土　地（所有）2,186 ㎡
その他の設備等　コンピューター、車輌、ファクシミリ、ＡＣＵ
（９）主な受注品目　液化石油ガス、厨房設備機器
（10）組合が受けている資格・許認可
高圧ガス取締法許認可
21-Ｌ14（昭和 63 年 7 月 8 日）
液化石油ガス販売登録
28Ａ9464（平成 9 年 4 月 1 日）
建設業許可（一般）
（平成 24 年 7 月 27 日）
（11）現在の証明有効期日 平成２９年１２月１４日

《ＰＲコーナー》

圧力監視機能、感震器、双方向弁、無段階自動設定とグリル対応、ＣＯ中毒対策、電源断抜警告等、主要な機能を持ったメーターを取付、又電話回線によるガスもれ監視システムを取付「より安全に、より便利に、よりよいおつきあい」をモットーに、事故ゼロを続けております。そして、この地域の皆様に、民生用エネルギーとして、ＬＰガスを安定供給させていただいております。また、より便利にということで、湯まわりキャンペーンを実施し、販売施工まで一貫作業を行っております。事務所屋上に太陽光パネル（10ｋｗ）を設置しました。リフォーム事業も開始しております。また、太陽光発電については、平成 26 年 3 月に売電用のパネル約 50kw を追加設置しました。

役務

## 姫路ビルメンテナンス協同組合

所在地　〒670-0932　姫路市下寺町４３
　　姫路商工会議所新館３階
電　話　079(284)0248　　FAX　079(284)5041
E-mail　hbirumen@iaa.itkeeper.ne.jp

第１回官公需適格組合証明取得　昭和５７年１０月
（１）代　表　者　　代表理事　東　義雄
（２）設立年月日　　昭和５０年１１月２９日
（３）出　資　金　　３２５万円
（４）組合の地区　　姫路市
（５）組合員数　　１３名
（６）組合員資格　　建設物等不動産の維持管理に関しその保守管理諸業務並びに関連付帯する業務を行う事業者
（７）事務局責任者役職・氏名 専務理事 西田眞一
　　常勤職員数３名（うち技術者数１名）
（８）主な物的施設　　事務所（借用）50㎡
（９）主な受注品目　　清掃業務、保安警備業務、設備管理業務、環境衛生管理業務
（10）組合が受けている資格・許認可
　　独立行政法人中小企業基盤整備機構、兵庫県、姫路市物品・役務入札参加資格
（11）現在の証明有効期日　　平成３２年２月２３日

《ＰＲコーナー》

当組合は、姫路市に事業所を置く有力企業で構成され、「より良い環境づくり」をテーマにビル管理技術の向上と新しい技術に対応する人材育成に研さんを積み、お客様のニーズに応えるべく努力しております。
今後も信頼ある官公需適格組合として組合員一丸となって更なる飛躍を目指してまいります。

役務

## 兵庫県貨物運送協同組合連合会

所在地　〒657-0043　神戸市灘区大石東町２丁目４番２７号
電　話　078(882)4848　　FAX　078(882)5703
E-mail　hkkr@m6.dion.ne.jp

第１回官公需適格組合証明取得　平成１０年７月
（１）代　表　者　　会長　北野　穣
（２）設立年月日　　昭和４６年１２月１４日
（３）出　資　金　　２，２５０万円
（４）組合の地区　　兵庫県
（５）会員数　　４５協同組合
（６）組合員資格　　貨物自動車運送事業者
（７）事務局責任者役職・氏名 常務理事 田川善章
　　常勤職員数４名
（８）主な物的施設　　事務所（借用）60㎡
　　その他の設備等　業務用連絡車
（９）主な受注品目　　役務一般貨物運送
　　一般引越荷物運送
（10）組合が受けている資格・許認可
　　第一種利用運送事業（貨物自動車）
　　軽油引取税特約業者
（11）現在の証明有効期日 平成３２年７月９日

《ＰＲコーナー》

組合員は兵庫県一円に位置し、受注した場合はその業務に対し責任をもって完遂することができます。

## 物品

## 兵庫県石油協同組合

所在地　〒650-0024　神戸市中央区海岸通２丁目２番３号
電　話　078(321)5611　　FAX　078(321)5615
E-mail　h―sekiyu@abelia.ocn.ne.jp

第１回官公需適格組合証明取得　平成１９年２月
（１）代　表　者　　代表理事　田中一彦
（２）設立年月日　　昭和２７年６月２１日
（３）出　資　金　　１２８．７万円
（４）組合の地区　　兵庫県
（５）組合員数　　４２９名
（６）組合員資格　　石油販売業を行う事業者
（７）事務局責任者役職・氏名　専務理事　山本　肇
　　常勤職員数７名
（８）主な物的施設　　事務所（賃貸）103.99㎡
（９）主な受注品目　　揮発油、軽油、灯油、重油
　　潤滑油
（10）組合が受けている資格・許認可
　　計量器の販売等の事業
　　（昭和 39 年７月１日　登録番号第 532 号）
（11）現在の証明有効期日　平成３１年２月１９日

《ＰＲコーナー》

創立以来永年に亘り、各種の共同事業を推進し、社会に対する組織の貢献度を高めながら、地域で愛される石油業界を目指して参りました。

特に、阪神淡路大震災においては強い結束力をもって復興に全力を尽くし、緊急車輌や被災者に対し、いち早く燃料供給を可能にしたのは当組合の組織力だと自負しております。

これからも緊急用燃料供給を含めて、石油製品の安定供給に応えるため共同事業の一環として、可能な限り要請に応えるべく総力をあげて対処いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

## 役務

## 兵庫ディスプレイ協同組合

所在地　〒651-2115　神戸市西区伊川谷町別府 121-1
電　話　078(978)0916　　FAX　078(978)0917

第１回官公需適格組合証明取得　　平成７年１月
（１）代　表　者　　代表理事　吉川眞五
（２）設立年月日　　平成３年８月２３日
（３）出　資　金　　５０万円
（４）組合の地区　　兵庫県
（５）組合員数　　５名
（６）組合員資格　　ディスプレイ業を行う
　　事業者
（７）事務局責任者役職・氏名　理事長　吉川眞五
　　常勤職員数２名
（８）主な物的施設　　事務所（借用）30㎡
（９）主な受注品目　　ディスプレイ
（10）組合が受けている資格・許認可
　　兵庫県物品等入札参加資格
（11）現在の証明有効期日　平成３０年１月４日

《ＰＲコーナー》

毎年開催される神戸まつり花フロート車をはじめ、神戸ポートピア博’81 パビリオン「テーマ館」等のディスプレイ工事、ユニバーシアード’85 全会場のディスプレイ及びデザイン工事、明石大橋の開通、夢の架け橋記念事業に伴うイベント企画、淡路広域サイン計画、淡路花博 2000 会場案内ディスプレイ及びサイン工事、第６１回のじぎく兵庫国体のディスプレイ及びサイン工事、その他多くのディスプレイ工事とサイン工事を手がけ、組合員が一丸となり共同受注に取り組んでおります。

大小にかかわらず事務局まで一報いただければ組合員の優秀な企画マン及び担当者がお伺いいたします。

## 工事　尼崎市水道工事業協同組合

所在地　〒661-0022　尼崎市尾浜町１丁目 34 番 9 号
電　話　06(6422)8211　　FAX　06(6422)0010
E-mail　amasui@image.ocn.ne.jp
HP ｱﾄﾞﾚｽ　http://www.amasui.jp/

第１回官公需適格組合証明取得　平成２４年１２月
（１）代　表　者　　代表理事　西村　一浩
（２）設立年月日　　昭和２７年７月５日
（３）出　資　金　　５，１３２．８万円
（４）組合の地区　　尼崎市
（５）組合員数　　３４名
（６）組合員資格　　尼崎市内に事業所又は店舗を有し、尼崎水道局から水道工事業として指定されたものであること
（７）事務局責任者役職・氏名 事務長 河奥　一雄
　　常勤職員数７名（うち技術者数３名）
（８）主な物的施設　　事務所（所有）土地（所有）
（９）主な受注品目　　管工事
（10）組合が受けている資格・許認可
　　一般建設業（管工事）
　　（平成 28 年 11 月 1 日兵庫県知事許可
　　（般-28）第 212339 号）
　　一般建設業（土木工事）
　　（平成 28 年 11 月 1 日兵庫県知事許可
　　（般-28）第第 212339 号）
（11）現在の証明有効期日 平成２９年１２月３１日

《ＰＲコーナー》

当組合は、昭和 27 年に設立された歴史と伝統と実績のある組合です。
地元にしっかりと根付いた水道工事業者の組合員で構成された組合であり、阪神淡路大震災時には尼崎市と連携し、水道施設の大きな被害の復旧作業にあたり、その貢献が評価され、尼崎市と防災協定を締結いたしました。
市民生活に直結する給排水工事や老朽配水管の改善工事の実施や工事用資材の販売、また寒冷時の水道管凍結破裂の緊急修繕対応など、今後も市民サービスの向上に努めて参ります。

## 工事　環境保全事業協同組合

所在地　〒651-0072　神戸市中央区脇浜町 3 丁目 7 番 14 号
電　話　078(221)5465　　FAX　078(221)5587
E-mail　info@kankyohozen-coop.jp
HP ｱﾄﾞﾚｽ　http://www.kankyohozen-coop.jp/

第１回官公需適格組合証明取得　平成２７年１月
（１）代　表　者　　代表理事　平岡　浩幸
（２）設立年月日　　平成２０年９月２９日
（３）出　資　金　　１３５万円
（４）組合の地区　　兵庫県、大阪府及び東京都
（５）組合員数　　７名
（６）組合員資格　　建築リフォーム工事を行う事業者
（７）事務局責任者役職・氏名 事務局長 上田 省吾
　　常勤職員数７名（うち技術者数５名）
（８）主な物的施設　　事務所（借用）
（９）主な受注品目　　土木一式工事、建築一式工事、とび・土木・コンクリート工事、塗装工事
（10）組合が受けている資格・許認可
　　一般建設業
　　（平成 26 年 1 月 16 日国土交通大臣
　　認可(般-25)第 25262 号）

（11）現在の証明有効期日 平成２９年１２月３１日

《ＰＲコーナー》

環境保全事業協同組合は、地球環境に配慮した事業活動を行う団体です。エコロジー商品の普及・耐震診断・土壌改良工事・地域の防犯活動などを通して、地域一帯の環境衛生向上及び治安の向上に努め、組合員の企業様と連携しての共同受注・共同購入によって、工事の経費削減及び質の向上に取り組んでいます。

また、組合独自で兵庫県・大阪府を中心に給水設備・排水設備の指定工事業者の資格を幅広く取得し、排水設備の調査作業を積極的に行っています。

役務

# 赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合

所在地　〒651-2112　神戸市西区大津和３丁目３番10号
電　話　078(975)3200　　FAX　078(975)3209
E-mail　hyogo@akabou.jp
HPｱﾄﾞﾚｽ　http://hyogo.akabou.jp/

第１回官公需適格組合証明取得　平成２７年１０月
（１）代　表　者　　代表理事　神宮　覚
（２）設立年月日　　昭和６０年８月５日
（３）出　資　金　　９１２万円
（４）組合の地区　　兵庫県
（５）組合員数　　３０２名
（６）組合員資格　　貨物軽自動車運送業を営み、かつ、赤帽商標権の使用貸与を受け専用使用するものであること。
（７）事務局責任者役職・氏名　代表理事　神宮　覚
　　常勤職員数８名
（８）主な物的施設　　事務所（所有）４９６㎡
（９）主な受注品目　　貨物軽自動車運送事業
　　特定信書便事業
（10）組合が受けている資格・許認可
　　貨物利用運送事業
　　特定信書便事業　近特第４９号
（11）現在の証明有効期日　平成３０年１０月２８日

《ＰＲコーナー》

私ども赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合は、昭和６０年８月に設立しました。われわれ赤帽は「お客様第一主義」に徹し、礼儀・親切・信頼を信条に、兵庫県において日々お客様の荷物をお運びしております。小さな赤帽車が持つ大きな信頼、赤帽はただ荷物を運ぶのではなく、荷物を真心というひとつのパッケージに包み込み、目に見えないところから、手に触れるところまで「ＤＯＯＲ　ＴＯ　ＤＯＯＲ」「荷主のまごころ運ぶ赤帽車」をモットーに地域の皆様の手足となるべく事業に取組んでおります。地域社会、地域産業、地域の方々全てに「より厚い信頼」をお届けするのが使命と考え、皆様に満足いただける赤帽を目指し日々努力しております。今後とも「あなたの街の赤帽」をご愛顧いただきますようよろしくお願い致します。